

物品購入等手続の概要

- ✓ 京都大学霊長類研究所等において、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る物品購入等の契約を締結
- ✓ 物品購入等の契約手続は、会計規程等に基づき定められた手続により適正に行う必要

検査の結果

- ✓ 霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして、虚偽の契約関係書類を作成させ、支払を行っていた
- ✓ 作業内容、納入場所や納入期限が同一であるなどしているのに、会計規程等の趣旨に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札等が行われていなかった
- ✓ 霊長研教員が特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えるなどして、一般競争入札が公正に行われていなかった
- ✓ 霊長研教員等が特定の取引業者に他者の見積書を徴取させて複数者から見積書を直接徴取したように偽っていて、適正な見積合わせが行われていなかった
- ✓ 使用材料の数量が減少するなど契約内容に重要な変更が生じていたのに、契約変更が行われていなかった
- ✓ 納入された物品が仕様書等で定めた内容と異なっているなどしていたのに、霊長研教員等が納品検査等を合格として、購入代金の全額を支払っていた

発生原因

- ✓ 霊長研教員において、適正な会計経理を行うという基本的な認識が著しく欠如
- ✓ 経理責任者等において、契約の内容の確認、検収等が十分でなかった
- ✓ 京都大学において、霊長研教員、経理責任者等に対し会計規程等に基づく適正な物品購入等手続を行うなどの指導が十分でなかった

16. 研究所等におけるチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る不適正経理(不当事項)

(国大) 京都大学
11億2823万円(指摘金額)

- 平成30年12月の京都大学及び令和元年5月の取引業者に対する会計実地検査において、霊長類研究所等におけるチンパンジー等を対象とした大型ケージ設備(ケージ設備)に係る複数の契約について、納品の事実がないなど不適切な事態が確認
- 京大は、令和2年6月に、ケージ設備等の整備に係る支払額5億0669万円について、不正使用があったとする調査報告書(京大報告書)を公表



検査院は、ケージ設備等の整備に係る契約100件(契約金額12億1237万円)を対象に検査



■ 検査の結果 不適正な会計経理 8態様 契約55件 支払額計11億2823万円

1

霊長類研究所の教員(霊長研教員)が、取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の見積書、納品書等を作成させ、架空の取引に係る購入代金を支払っていたもの

15件 4,985万円

2

作業内容、納入場所や納入期限が同一であるなどしているのに、会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札等が行われていなかったもの

15件 5,248万円

3

政府調達に関する協定等によれば、調達機関は、仕様の策定に直接関与した供給者を入札手続きに参加させてはならないなどとされ、その旨公告しているのに、仕様の内容の調整に直接関与した取引業者の入札を無効とすることなく当該取引業者と契約を締結していたり、**霊長研教員が特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えていたにもかかわらず当該取引業者を一般競争に参加させたり**などしていたもの

12件 9億7,019万円

4

霊長研教員等が随意契約において、特定の取引業者に他者の見積書を徴取させて複数者から見積書を直接徴取したように偽っていて、適正な見積合わせが行われていなかったもの

18件 7,526万円

5

使用材料の数量が減少するなど契約内容に重要な変更が生じていたのに契約金額を減額する契約変更等が行われていなかったもの

9件 6億2,423万円

6

納入された物品が、一部の部品が取り付けられておらず仕様書等で定めた内容と異なっているなどしていたのに、霊長研教員等が納品検査等を合格として、購入代金の全額を支払っていたもの

2件 6,083万円

7

前年度以前に物品が納入されていたのに契約締結後に物品が納入されたことにしていたり、**翌年度に物品が納入されていたのに物品が現年度に納入されたこととして購入代金を支払っていたもの**

3件 5497万円

8

取得した物品を目的外に使用するなどしていたもの

1件 47万円

- 1~8の事態には、件数、金額に重複しているものがある
- 赤字は、京大報告書で不正使用に含めていない内容